〔個別研究１１〕

日本における子どものマルトリートメント対応システムの検討と課題
－北米における区分対応モデルとの比較から－

子ども家庭福祉研究部　有村大士

要　約

平成 16 年の児童福祉法改正により、市町村が児童相談の一義的な相談対応機関として位置づけられた。同時に、関係機関を含めた要保護児童地域対策協議会の設置などが法制化され、現在では設置が努力義務化された。しかしながら、これらの改善により児童相談所の負担が少なくなったという指摘は少なく、逆に市町村支援等の業務が増加したという指摘も多い。加えて、死亡事例対応の検証結果などから、全てのケースに対して 24ー48 時間（所定時間）以内の対応が求められるようになった。これらの現状は限られた人材、リソース、および専門性について効率的な運用が議論されないまま、実践現場へ求められる専門性が高まっている状況と考えられる。本研究では北米を中心に制度、対応モデルの中核的モデルとして発展してきた区分対応モデルを取り上げ、日本におけるマルトリートメント対応システムとの比較を行うことにより、課題の抽出と今後のあり方について検討を行った。

キーワード：区分対応モデル・子ども虐待・児童相談所・市町村・子ども虐待対応システム

An Examination and the Future Tasks Lead by the Corresponding System for Child Maltreatment in Japan

Taishi ARIMURA

Abstract：An amendment act of child welfare law 2004 placed local governments as of importance of agency against child guidance. At the same time, setting the Child Protection Local Council was also enacted and imposed as a duty. It was, however, said to be not declining the burden of Child Guidance Center but increasing the load of services in local government.

In addition to that, as a result from verification of child death cases, it drew requirement of intervention for all abusive cases dealt within 48 hours. It was considered that efficient effective management was left without discussion, and the specialization required in the front line workers alone increasing. In this study, it took up North American system especially on Differential Response Model, comparing with Japanese corresponding system for child maltreatment, then extracted the tasks and examined the way of correspondence in the future.

Keywords：Differential Response Model, Child Guidance Center, Community Collaboration, Child Abuse & Neglect Prevention System

Ⅰ．問題意識と課題設定

2007 年に福祉行政報告例において集計された児童相談所における子ども虐待対応件数の集計によると４万件を超えた。平成 2 年にはじめて集計が発表されて以降、増加の一途をたどっている。しかしながら一方で、児童相談所の児童福祉司１人あたりの相談件数の増加と比較して、児童福祉司の増員は格段に少ないものとなっている。こういった背景を受けて、2004 年の児童福祉法改正により、市町村が児童相談の一義的な相談機関と位置づけられると共に、関係機関を含めた要保護児童地域対策協議会の設置などが法制化され、さらに平成 19 年度の改正により設置の努力義務が課せられた。しかしながら、児童相談に対応する機関は増加したものの、格段に児童相談所の負担が少なくなったという指摘は少ない。むしろ、市町村支援等の業務が増加したという指摘も多い。加えて、これより後に通告後 24ー48 時間（所定時間）以内の対応などが求められており、すなわち業務量が増加、また多様化する中で、効率化が議論されないまま実践現場へ求められる専門性が高まっている状況と言え、現状と求められる専門性とが相矛盾する状況とも言える。

欧米オセアニア諸国に目を向けると、1990 年代より子どものマルトリートメントに対する制度、対応モデルのシステムリフォームが行われた。その中では、増加するマルトリートメント対応件数の増加に対して、少なからず効率性を高めることが検討されてきた。また効率性を高める際に、システム化、特に統計結果等のエビデンスを活用した客観的な議論を基にアセスメントシートや対応モデルの検討が行われた。さらに実践・実施後の検証結果を踏まえて、対応モデルの修正が行われてきた経緯がある。

日本においては、欧米オセアニアにおける具体的な対応システムについての報告は多い。しかしながら、それらのシステムの構築やリフォームがどのような視点で、どのように行われてきたのかといったような経時的な部分については報告が少ないのが現状であろう。また、その結果、欧米オセアニアにおいて、実践されている基本的な背景や考え方を十分に報告している論文も少ない。従って、本研究では制度、対応モデルの中核的モデルとして発展してきた区分対応モデルを取り上げることにより、その形態、検証の経緯と日本におけるマルトリートメント対応システムとの比較を行い、課題の抽出と今後のあり方について考察を得ることを目的とする。

Ⅱ．研究方法

区分対応モデルについて先行研究、および文献を分析し、北米および諸外国における区分対応モデルの展開、およびその検討の経緯を紹介する。その上で、わが国におけるマルトリートメント対応システムと、区分対応モデルの比較を行うことにより課題の検討を行うこととする。

Ⅲ．研究結果

１．区分対応モデルの導入と特徴

1-1．北米を中心とした区分対応モデルの導入と普及

区分対応モデル（Differential Response Model）は、Alternative Response Model、Multi-truck System, Multiple Response System などとも呼ばれる。複数の表現方法があるが、基本的にリスクやニーズに応じて区分して対応がなされるため、筆者は便宜上これらのシステムを「区分対応モデル」と呼んでいる。

北米では、1990 年代に子ども虐待対応、特に伝統的に分離・保護を前提とした公的サービス中心の子ども虐待対応システムについての限界が社会的に認知された。その結果マルトリートメント対応システムについてリフォーム（Welfare Reform）が検討されるようになった。その検討の中での一つの流れとして、家庭からの子どもの分離・保護を前提とした伝統的なサービス提供よりも、むしろケースによってはストレングス視点で家族を捉え、エンパワメントを行う援助モデルが適している場合もあることが議論された。従って、基本的には初期段階においてスクリーニングを行い、公的機関による分離・保護を前提としたサービスか、あるいはコミュニティと連携したエンパワメントを基本としたサービスが選択されるシステムが、より現実的・効率的・効果的なシステムとして考案された[1)]。

区分対応モデルは 1990 年代後半から導入が進み、文献上ではアメリカ[2)]、カナダ[3)]、イギリス、オーストラリア[4)]、ニュージーランド[5)]で導入を確認できた。

1-2．区分対応モデルの特徴

区分対応モデルの最も大きな特徴は、マルトリートメントへの対応について、複数の介入方法（トラック、ストリーム[6)]）を持ち、通告のあったマルトリートメントの事例に対してスクリーニングを行い、適したトラックが選択される。基本的には先述のように２つのトラックが準備されている。①公的機関を中心とした分離・保護を前提としたトラック、②地域のリソースと協働を行い、エンパワメントを基本としたトラックである。（図1）しかしながら、３つ以上のトラックが準備されている州、地域もある[7,8)]。

トラックの割り当ては、例えば①差し迫った危険の存在、②リスクレベル、③それまでの通告の数、④通告者、⑤特徴（疑いのあるマルトリートメントの種類、被虐待者の年齢）等で判断される。また一度スクリーニングを受けた後でも、調査、またはアセスメントの段階で

追加補足された情報に基づき、当初に割り当てられたトラックが適当である可能性は変化する。危害が加わる恐れや、あるいはリスクのレベルが増減することにより、割り当てられるトラックを替えることもある[9]。

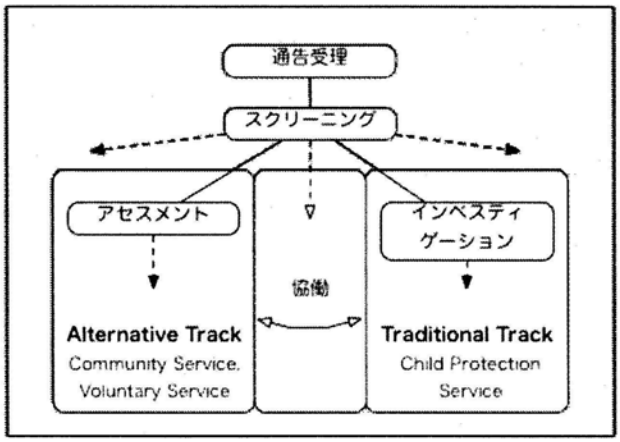

図 1. 区分対応モデルの基本的構造

この複数のトラックにより成立するシステムは、法律、政策、あるいは対応プロトコール等によって一連の流れが確立されている。

2．個別の導入事例

これまで全般的な流れを追ってきたが、文献、インターネット等で比較的体系的に情報が得られたカナダ・オンタリオ州の例を紹介したい[10]。

2-1. カナダ・オンタリオ州の導入例

(1) 導入の背景

カナダではマルトリートメントの発生調査として各州での調査、およびカナダ全土では Canadian Incident Study としてとりまとめてきた。オンタリオ州では、州の統計として Ontario Incident Study（以下、OIS）をとりまとめている。その結果によると 1993 年から 1998 年にかけて介入（investigation）が 44,900 件から 64,800 件まで 44%も増加し、確証が得られたケースは 12,300 件から 24,400 件まで 98%増加した[11]。さらに、2003 年には介入の件数は 128,108 件、確証が得られたケースは 58,425 件まで 139%増加した[12]。

しかしながら、対応件数が増加する中で、安全が脅かされているケースは 24%であった。逆にその他の明らかなマルトリートメントが認められたケースは 76%であった。この 76%の事例については、被害を受けるリスクにさらされているか、発達やウェルビーイングが脅かされているケースといえる。マルトリートメントは多面的な現象であり、政府による 1 つのプログラム、あるいは 1 つのサービス部門、サービスレベルでは対応ができず、それぞれのケースに適切に対応するには、刑事告発から地域コミュニティによるペアレント・トレーニングまで幅広い対応が求められる[13]。

(2) 区分対応モデルの導入と発展

オンタリオ州では 2003 年に子ども家庭福祉サービスに関する広範囲にわたる評価を行い、最終報告書をとりまとめた。その報告書では、財務上持続可能なことを前提に、サービス提供における改善点について勧告を行った。2004 年には子ども青少年サービス省は、省の多くの部門と子ども保護機関の専門家を集めた検討会を立ち上げた。検討会の役割は評価勧告を行い、そして州における子ども家庭福祉サービスの供給をよりよい方向に変化させるために、政策を発展・修正し、法律を修正することとされた。これらの全体的なシステム改善の一環として、区分対応モデルが実施されるようになった[14]。区分対応モデルの導入にあたっては、訪問調査を含め、複数の先行する地方自治体のモデルを比較検討した。先述の検討会は、区分対応モデルが最も効果的であると判断し、オンタリオ州の子どもと家庭に対して適合できるよう発展させた。このモデルは検討段階に入り、6 つの地域で実施とフィードバックが行われた[15]。2004 年には区分対応モデルが導入された。当初に導入したのは、①伝統的な介入方法（公的機関における介入型のモデル）と、②リスクが低いケースについてはコミュニティを基盤としたサービスを導入した[16]。

2007 年には、2004 年のシステムと同様、2 トラックの形式を取りながらも、②リスクの低いケースについては、より子どもと家族へ焦点を集めるよう改善し、状況により家族の希望やコミュニティとの繋がりに応じて、カスタマイズできるシステムが導入された。これらのプロセスにおいて、スクリーニングやアセスメント等のツールが充実され、より客観的に状況が把握できるよう検討されてきた[17]。

(3) 区分対応モデルの目標

オンタリオ州では 2007 年度の新しいモデルの導入に際して、いくつかの目標をあげた。①子どもの安全やウェルビーイング、パーマネンシーに焦点を当てること、さらに②重篤でないケースには、さらにケースに敏感（sensitive）に対応し、カスタマイズした対応を行うこと、また③ストレングスのアセスメント、および意志決定については家族中心チーム意志決定モデル（Family-Centered Team Decision-Making Model）、次世代の臨床ツール、強化したスクリーニング・ツールを使用すること、④幅広い臨床課題に関して臨床ツールを統合すること、⑤サービス提供に際して、子どもと家族との契約（engagement）を重要視すること、⑥家族の子どもが持つストレングスを重視し、家庭の力を伸ばすこと、⑦サービス提供の計画立案と提供に際して、幅広

いインフォーマル、およびフォーマルなサポートを組み込むことであった[18]。

(4) 区分対応モデルを支えるツールの発展

先述のようにオンタリオ州では、区分対応モデルを含めた子ども家庭福祉サービスの包括的な改善の中で、アセスメントやスクリーニングについてさまざまなツールを開発してきた。2000 年にはリスクアセスメントを開発した。続いて、子どもの保護についての結果、およびよりよい安全と子どものウェルビーイングに関する結果を基に、エビデンスに基づいた実践ツールと介入について検討が進められた。これらの延長として区分対応モデルが導入され、区分対応モデルのツール、そしてオンタリオ州子ども保護基準（Child Protection Standards in Ontario、以下「子ども保護基準」と表記）が作成された。ここにはオンタリオ州子ども保護意志決定モデル（Ontario Child Protection Decision Making Model）も含まれる。また、オンタリオ州ではアメリカ合衆国ウィスコンシン州の子どもの調査センターが開発した構造化された意志決定モデル（The Structured Decision-Making Model）を採用し、センターからのコンサルテーションを受けるとともに、2 つの大学において調査を実施した。続いて、提案されたモデルについてトロント大学の調査センターにおいて検証を行った。検証においては子ども保護機関の 95 人のソーシャルワーカーの意見を反映し、最終的なツールを作成した[19]。

2007 年の段階では、局面や補足すべき内容ごとに以下のツール群が整えられている。アセスメントや意志決定に関する部分について、エビデンスに基づいた実践を行う仕組み作りが整えられていると考えられる。

オンタリオ州における実践ツール群（2007）[20]

- 子どもの保護に求められるツール
  - セーフティ・アセスメント・ツール
  - 家族リスク・アセスメント・ツール
  - 家族と子どものストレングスとニーズ・アセスメント・ツール
  - 家族リスク再アセスメント・ツール
  - 再統合アセスメント・ツール群
  - 再統合再アセスメント・ツール群
- 補足的なスクリーニング・ツール
  - 子どもの情緒的なウェルビーイング調査
  - アルコール依存調査ツール
  - 薬物依存スクリーニング・ツール
  - 大人の情緒的なウェルビーイング指標：ツール
  - 家族サポート指標

3．日本の子どもへのマルトリートメント対応システムの発展

日本ではマルトリートメントの全てを子ども虐待として表現される場合も多い。今回はマルトリートメントの種類、あるいは特に深刻なケースを虐待と定義し、議論を進める。

3-1．日本におけるマルトリートメント対応システムの発展

戦前の児童虐待防止法や実践の中での発見を除くと、日本で子ども虐待の“社会的な発見”が行われたのは全国児童相談所長会が調査を行った 1980 年代後半、あるいは厚生労働省が児童相談所における子ども虐待対応件数を集計・公表した 1990 年代前半と考えることができよう。その後、子ども虐待対応件数は右肩上がりで上昇し、現在では年間 40,000 件を超えるまでとなった[21]。

1999 年には増大する子ども虐待に対応するため、最初の「子ども虐待対応の手引き」がまとめられ、更に 2000 年には「児童虐待の防止に関する法律（子ども虐待防止法）」が議員立法で成立した。その後も度々の改正が行われる中で、2004 年の児童福祉法改正における子ども虐待防止対策等の充実・強化の一環として、市区町村が児童相談の第一義的機関と定義され、市町村が担う役割を法律上明確化するとともに、児童相談所の役割を要保護性の高い困難な事例への対応や市町村に対する後方支援とした。また、地方公共団体に要保護児童に対する情報交換等を行う協議会（要保護児童対策地域協議会）が設置できるようになり、守秘義務や情報の一元化など、運営についての規定が整備された。さらに、2007 年の児童福祉法改正により、協議の設置が努力義務化された。

加えて、死亡事例の検証等から虐待通告から所定時間以内の子どもの状況把握、およびこんにちは赤ちゃん事業などが創設されるなど、施策が充実されてきた。

3-2．日本におけるマルトリートメント対応システムの特徴

日本におけるマルトリートメント対応システムの概観を図 2 に示した。2004 年の児童福祉法改正により、市町村が第一義的な児童相談の対応機関に位置付けられることにより、通告受理から援助にかけて、児童相談所と市町村、要保護児童対策協議会の少なくとも３つのシステムが存在するようになった。

市区町村は主として①「一般的の子育て支援サービス等の身近な資源を活用することで対応可能と判断される比較的軽微なケース」を担当し、都道府県が「重篤」なケースを扱うこととなっている。また、市町村が情報収集した後に②「立入調査や一時保護、専門的な判断、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限を伴う」ような「対応の困難なケース」は児童相談所に送致することとなっている。また、③施設退所後の子どもや家族へ

の対応なども求められるようになった。

一方で児童相談所は、市町村相互間の連絡調整や情報提供、市町村職員に対する研修の実施等の必要な援助を行うことに加え、従前通り、通告されたケースへの対応を行うものの、①都道府県のみに権限行使が可能な手段も活用しつつ、子どもやその保護者に対する専門的な支援、②施設退所後の子どもへの児童福祉司指導などの専門的な支援、そして③児童家庭相談への市町村の対応について技術的援助や助言を行うこととされている[22]。

また、要保護児童対策地域協議会は、多機関による協働が円滑に進むために、責任体制の明確化と守秘義務によって、情報共有の明確化と一元的な情報管理を図るために設置された。関係機関が参加し、設置した地方公共団体が地域協議会の運営の中核となり、情報共有や連絡調整を行うこととされた[23]。

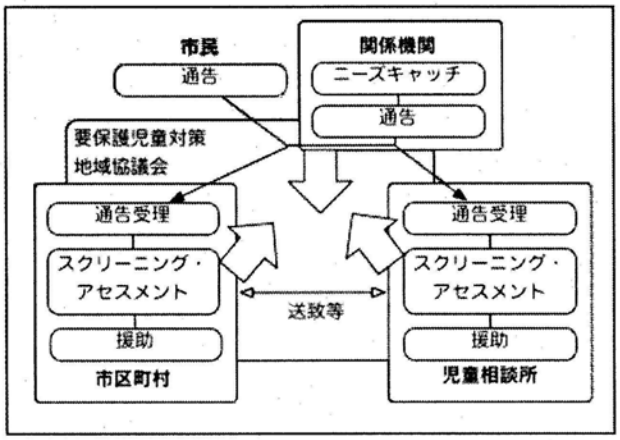

図 2. 日本におけるマルトリートメント対応システムの概観図

4．区分対応モデルと日本のマルトリートメント対応システムの比較

日本におけるマルトリートメント対応システムは、先に紹介した区分対応モデルと比較すると類似と差異がある。

4-1. 類似

まず、類似点としては、①市町村、児童相談所で役割分担を行っている点である。2004 年の児童福祉法改正により、特に市町村は「児童家庭相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、住民に身近な市町村において、虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組みを求め」ることとなり、児童相談所は「都道府県（児童相談所）の役割を、専門的な知識及び技術を必要とするケースへの対応や市町村の後方支援に重点化」することとなった。そのため、②市町村で連携した対応が必要なケースに要保護児童対策地域協議会や個別の助言や支援により、連携して対応することである。また、③北米では基本的に Central Directory というデータベースが構築されており、このデータベースを中心として記録がまとめられていく。要保護児童対策地域協議会では、取り扱われたケースについて台帳に記載され、進行管理がなされる。

4-2. 差異

しかしながら細かく見てみると、類似点で上げた特に①③について、実は大きな差異があることが分かる。まず、市町村と児童相談所との役割分担についてであるが、ケースへの対応のみならず、①通告の受理等も市区町村主管課と児童相談所の両方で行われている。従って北米のようにコールセンター等で一括して受理が行われ、得られた情報から所定の形式でスクリーニングを行い、適切な対応機関に割り振られるという形式ではない。市町村担当と児童相談所の双方が、それぞれの判断により、自ら対応するケースなのか、他方に対応してもらうケースなのかを決めることとなる。次に記録については、③記録を把握する規模が異なる。要保護児童対策地域協議会の事務局では、挙がってきたケースを台帳に記入し、記録を残していくため市区町村単位の記録である。北米の Central Directory は州単位で構築されており、州を超えない範囲で引越等があっても以前対応したケースの把握は可能である。

IV. 考察
―今後の日本のシステム改善の視点―

1．2004 年の児童福祉法改正（システムリフォーム）の振り返り

日本の子ども 1 万人あたりの児童福祉司数と北米の国、地域のマルトリートメント対応のソーシャルワーカー数と比較してみると図 3 のようになる。日本の児童福祉司配置、および配置基準は、カナダのオンタリオ州、および米国のソーシャルワーカーの配置と比較して、圧倒的に少ない。一方で、日本では児童福祉司はさまざまなケースを担当しているため、北米のようなマルトリートメントの対応に留まらず、単純には比較できないが、ワーカー一人あたりの担当ケース数は平均 75 件を超えている[24,25]。これらの現状を考えると、少なくとも人員配置だけでなく「効率」あるいは更に進んで専門性の高い人材が対応するケースの「選択と集中」が進められるのは自然であろう。これは、北米を中心にしたシステム改善（Welfare Reform）が、公的システムだけではマルトリートメント対応が間に合わないことが社会的に認識されることによって始まったとも考えられることによっても確認できる[26]。

日本において 2004 年の児童福祉法改正により、児童相談所だけでなく市区町村、関係機関をシステムに組み込み、特に対応するワーカー、および機関の数を増加さ

せることは自然な判断だったと思われる。しかしながら、市区町村を児童相談の第一義的な機関として位置付けるとともに、難しいケースに関しては児童相談所からのバックアップが行われることとされた。しかしながら、例えば、児童相談所における虐待対応件数は増加し、またストレス量も減っていない[27]。さらに、対応すべきケース数の増加の影響を除いても、市区町村のバックアップ、システム構築のための援助、あるいは要保護児童対策地域協議会での協議などの新たな業務等により、負担は増えている可能性さえある。従って、児童福祉司の対応すべきケース数が減り、ケースに見合った援助が行える体制に再構築ができたのか、あるいは実際の負担が減ったのかどうかについては疑いの余地があり、システムの再評価が必要である。

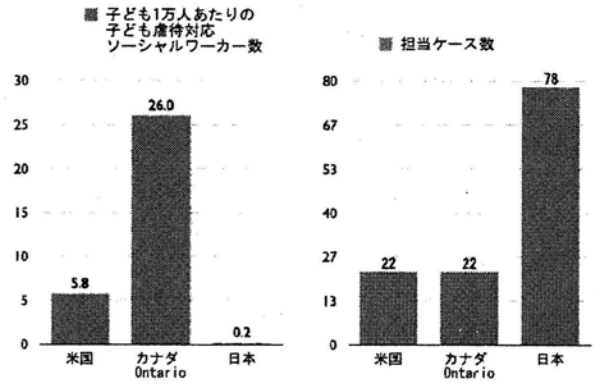

図3. 米国、カナダ・オンタリオ州、日本における子ども1万人あたりのワーカー数と担当ケース数

2．通告受付と情報の統合、および一元化

マルトリートメント対応システムにおいて、多機関連携を実施していくためには、通告・受理からの、スクリーニング・アセスメントも含め、サービス実施等についての情報のマネジメントが必要不可欠である。

日本では、要保護児童対策協議会において、情報共有が必要なケースについて、対応を話し合い、台帳によって管理する。しかしながら、全てのケースを扱うわけでなく、また再発の危険性のあるケースなどの情報についても、対応機関が要保護児童対策協議会に提出していない場合など、連携が必要であっても台帳に掲載されない可能性もある。また、要保護児童対策協議会に出すケースの基準などもまちまちと考えられる。昨年度報道された死亡事例等でも、虐待やDVの可能性をキャッチし、関係機関の適正な情報共有と具体的な対応を行えば、深刻な事態に至らない事例もあったのではないだろうか。

各機関が要保護児童対策協議会で取り扱うことが必要と判断したケースの情報共有を行い、対応機関同士で話し合うだけでは不十分であり、明確なスクリーニングが共有されるような対策や、手間と時間がかかったとしても客観的なツール作成は不可欠であろう。また、市区町村という細かい単位でデータを台帳管理することは非効率である。データベース等によって関係機関の把握する情報を効率的に共有することが必要であろう。加えて、データベースそのものの運用のコストとしては、ある程度広域な範囲でのシステム構築が効率的であると考えられる。従って、都道府県レベルで児童相談所に導入されつつあるデータベースシステムを市区町村も利用できる形で統合化する方向や、要保護児童対策協議会における台帳管理システムを共通化し、都道府県単位や将来導入が想定される道州制単位などへ拡張を準備する方向などが検討されるべきであろう。

3．ワーカーの専門性と価値観

児童相談所の児童福祉司の専門性については、これまでも様々な文献で指摘がなされている。また、人事の中では、一般行政職の割合が高くなり、長期にわたって福祉の現場に関与していくことが予想できる福祉専門職については、未だに過半数に届かない。もちろん、各自治体の人事上の課題があるにせよ、福祉専門職採用を行っている自治体がある一方で、一般行政職のみで運営されている児童相談所も多く、差が大きい[28]。先に述べたように、欧米先進国と比較して、日本では児童福祉司1人当たりの担当ケースが多く、対人口比が際だって少ない。このような現状の中で、2004年の児童福祉法改正により、さまざまな機関が参画する可能性を模索し、対応する人員や機関を部分的にでも増やせたことに対して、一定の評価はできる。専門性を担保するためには、専門家が限られている以上、その確保や効果的な配置が重要となってくる。また、それぞれの専門家が実践や意志決定そのものに多くの時間が割けるシステム作りのために、システム全体のパフォーマンス向上をめざした効率化が必要であろう。

一方で、2004年の児童福祉法改正以降は、区市町村と児童相談所がそれぞれ対応したケースをスクリーニング、アセスメントし、必要なケースは相互に送致、通告、支援等を行うようになっている。しかしながら、専門性には視点や重要性の判断へとつながる価値観も含まれるように、通告された機関それぞれが、アセスメント、あるいはスクリーニングを実施することにより、職員配置等の結果、専門性が一律に担保できない可能性が否めない。価値観の違う機関や専門家同士では、アセスメントやスクリーニングの結果も異なることが予測される。一貫した専門性の担保について、現状では大きな課題があることが予測される。

4．実践ツール類の充実

日本においては、専門性の不足や差異、あるいは価値観の溝を埋めていくためにも、情報共有に加え、スクリーニング・ツールやアセスメントシートなど、対応課題を把握できる共通のツールづくりも途上である。そのため、専門性を持った自治体と、持っていない自治体と対応の差が大きいことも予想される。

ツールの作成としては、例えば複数の自治体の先行例を元に「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」等が作成された[29]。しかしながら、これらのツールが作成されることそのものには意義が大きいものの、実際にその評価について、実践における客観的な評価を行って使用されているものは少なく、効果について疑問の余地が残される。何が検討されるべきかを十分に議論された上で、サービスを受けた後にどのような経過をたどっているのかを含めたエビデンスに基づき、日本のレベルを十分踏まえ、さまざまなツール開発等が段階的に進められることが望まれる。

5．アカウンタビリティの確保

子ども虐待対応については、統計データや実証的議論が限定的にしか行われない中、厚生労働省の設置する委員会等で一部の専門家の見解だけで制度政策が実施されてきた。そのため、現状では、効果測定、データの共有・分析、コスト評価を踏まえたシステム設計について、十分とは言い難い。しかしながら、以上のことについて、時代背景に即応するシステムを構築することも同時に求められており、一概に問題視できる状況ではない。また、子ども虐待対応について数値にしづらいことは否めないだろう。しかしながら、客観的な分析ができない制度設計を行ってきたのも確かなのではないだろうか。

制度が設計される際に、現場感覚を質的に理解した実践者を中心にとし、先行する国・地域のこれまでのマルトリートメント対応システムの変遷を含め、多角的な視点による検討を行うことが重要である。加えて、システム評価ができるよう留意された制度設計が行われるべきであろう[30]。これらにより、政策展開、あるいは実践に対するアカウンタビリティが保障されるべきである。

また、客観的な効率、あるいは社会的なコスト等を導出できていないことは、社会的責任として、政策立案者だけでなく、自分自身を含めた研究者全体の大きな課題といえる。これはマルトリートメントへの対応に限らず、子ども家庭福祉分野全般の課題であろう。

Ⅴ．おわりに

本稿では、海外における子どもへのシステムリフォームの動きから、一つの流れとして区分対応モデルを紹介した。加えて、日本のマルトリートメント対応システムとの比較を行い、その課題について検討した。現状では、この分野において先行する北米等におけるシステムリフォームなども十分に検討されないまま政策の展開が進んでおり、日本はこれらにおいて検討された課題の分析や解決方法について積み残されたまま施策が展開されていると考える。これらの積み残したピースを改めて検討し、地道に分析・検討を行っていく必要があろう。

特に、分野そのものにおいて業務量が増加し、また対応機関の増加や子どもだけでなく親への支援なども含めて多様化するなかで、効率化が議論されないまま実践現場へ求められる専門性、あるいは労働量が高まっている状況である。先行する国々がどのように課題に対応しているのかを改めて検討し、日本の現状に併せて可能な限りその教訓を生かした施策が望まれる。また、2004年の児童福祉法改正によるシステムリフォームをはじめとして、過去の施策についても再検討される必要があろう。また、国や省庁において検討される際も、日本の現状や法制度・制度立案に詳しい研究者だけではなく、現場の実践者、先行する国・地域におけるシステム構築に精通した研究者、エビデンスを効果的に導き出すための方法論に詳しい研究者等が、議論に参画する比重を高めていく必要があろう。

1）Nico Trocmé, Theresa Knott, Della Knoke .An Overview of Differential Response Models. P.2, Center of Excellence for Child Welfare, 2003.

2）2008年にオハイオ州コロンバスで行われた第3回カンファレンスにおける Caren Kaplan 氏の発表スライドによると、導入されているのは14州（ワシントン州、ワイオミング州、オクラホマ州、ミネソタ州、ミズーリ州、ルイジアナ州、ミシシッピー州、ケンタッキー州、テネシー州、ペンシルバニア州、バージニア州、ノースカロライナ州、ハワイ州）、導入準備を行っている、あるいは区分対応モデルを意識したシステムの構築が進んでいるのは10州（ミシガン州、オハイオ州、ネバダ州、ニューヨーク州、マサチューセッツ州、メリーランド州、バーモント州、コネティカット州、フロリダ州、ニュージャージー州）であった。(Kaplan, C. P. Schene. Primer on Differential Response: Take Two!. Third National Conference on Differential Response. Columbus, Ohio), 2008.

3）カナダでは、ブリティッシュ＝コロンビア州、オンタリオ州、アルバータ州により採用されている。

4）前掲書1.

5）ニュージーランド政府ホームページ（Families get wraparound support through differential response. http://www.cyf.govt.nz/2275.htm）

6）前掲書4によると、ニュージーランドでは”Pathway”という表現も用いられている

7）アメリカ合衆国ミシガン州では、5つのトラックが使用された。（前掲書1，p.1）

8）Merkel-Holguin, LA, Kaplan, C, Kwak, A., National Study on Differential Response in Child Welfare. AMERICAN HUMANE ASSOCIATION AND CHILD WELFARE LEAGUE OF AMERICA, pp. 89-90, 2006.
9）前掲書8, p. 10.
10）例えば、北米における各州の状況については、前掲書 8, pp. 26-105 に紹介されている。
11）Trocmé, N. C. Chamberland., Re-involving the community: The need for a differential response to rising child welfare caseloads in Canada. 4th National Child Welfare Symposium, Banff Alberta, 2003.
12）Fallon, B., N. Trocmé, D. Knoke. etc., The Ontario Incidence Study of Reported Child Abuse and Neglect 2003: Major Findings. CECW Information, Centre of Excellence for Child Welfare, p. 6, 2005.
13）前掲書 11.
14）カナダ・オンタリオ, Child Protection Standards in Ontario, p. 2, 2007.
15）前掲書 14.
16）カナダ・オンタリオ州が作成した Child Protection Standards in Ontario, 2004 に掲載された対応のプロセス図より判断した。
17）前掲書14.
18）前掲書14, p. 3.
19）前掲書14, pp. 3-4.
20）Ministry of Children and Youth Services, Ontario, CANADA, Ontario Child Protection Tools Manual, Ontario, Canada, 2007.
21）厚生労働省雇用均等・児童家庭局, 児童相談所における児童虐待相談対応件数等, 2008.
22）厚生労働省雇用均等・児童家庭局, 児童相談所運営指針, 市町村児童家庭相談援助指針, 2009.
23）厚生労働省雇用均等・児童家庭局（2009）「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」
24）高橋重宏 他, 児童福祉分野における職員の専門性及びその国際比較に関する研究. 厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）, 2002・2003.
25）高橋重宏, 澁谷昌史 他, 児童福祉司の職務とストレスに関する研究. 日本子ども家庭総合研究所紀要 43: 3-42, 2007.
26）Waldfogel, J., Differential response: A new paradigm for child protection, The future of child protection: How to break the cycle of abuse and neglect, pp. 137-147, 1998.
27）前掲書 25.
28）前掲書 25.
29）才村純, 改正児童虐待防止法の円滑な運用に関する基礎研究. 財団法人こども未来財団調査報告書, 2008.
30）李政元, アカウンタビリティがソーシャルワークに要請すること, 日本社会福祉実践理論学会通信, 68, 2006.

注）本稿執筆後に、日本において既に記述された文献について紹介を受けたため追記したい。区分対応モデル（以下の文献では「区別対応システム」）そのものについては、本稿より詳しい内容が記述してある。

・桐野由美子, 家族と子どもに優しい児童保護パラダイム：区別対応アプローチによる家族支援, 京都ノートルダム女子大学 40 周年記念出版編集委員会他, 家族のかたち, 金子書房, 193-226, 2002.
・桐野由美子, アメリカの取り組みと教訓, 津崎哲郎他, 最前線レポート　児童虐待はいま：連携システムの構築に向けて, 170-183, 2008.